

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 都市部開発審査課

番号 8

許認可等の内容		特定開発事業の確認
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例 第13条
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>特定開発事業の確認に係る基準は次のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路に関する基準</li> <li>2. 排水施設に関する基準</li> <li>3. 公園等に関する基準</li> <li>4. 消防水利の整備基準</li> <li>5. ごみ集積所に関する基準</li> <li>6. 集会場に関する基準</li> <li>7. 防犯灯に関する基準</li> <li>8. 防災資機材等の保管施設に関する基準</li> <li>9. 消防活動空地に関する基準</li> <li>10. 自転車置場に関する基準</li> <li>11. 自動車駐車場に関する基準</li> <li>12. 荷さばき駐車場に関する基準</li> <li>13. 前面道路に接する空地に関する基準</li> <li>14. 敷地面積の最低限度</li> <li>15. 緑化に関する基準</li> <li>16. 農業用水の保全</li> <li>17. 災害、公害等の対策</li> <li>18. 警察署長との協議</li> </ol> <p>詳細については、別紙、茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例逐条解説P39～P70のとおり</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成16年6月1日設定（平成24年3月28日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数45日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成16年6月1日設定（ 年 月 日最終変更）